

平成21年第2回定例会（8月）

# 愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 第1号

議事日程

平成21年8月7日(金曜日)午後2時開議 KKRホテル名古屋3階「芙蓉の間」

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案第10号 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第11号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第12号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第8 認定第1号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第2号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 一般質問
- 第11 請願第2号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書
- 第12 請願第3号 愛知県に健康診査事業への補助を要請することを求める請願書
- 第13 請願第4号 後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)の設置を求める請願書

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(34名)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 諸 隈 修 身   | 2番 渡 辺 宣 之    |
| 3番 後 藤 正 夫   | 4番 鈴 木 喜 博    |
| 5番 伊 藤 伊 佐 夫 | 6番 太 田 考 則    |
| 7番 加 藤 錠 司 郎 | 8番 近 藤 秀 樹    |
| 9番 丹 羽 茂 雄   | 10番 山 本 芳 照   |
| 11番 吉 川 景 男  | 12番 堀 寄 純 一   |
| 13番 本 田 博 信  | 14番 竹 内 貞 和   |
| 15番 久 田 昭 一  | 16番 鈴 木 勝 彦   |
| 17番 坂 井 一 志  | 18番 鈴 木 三 津 男 |
| 19番 山 田 慶 勝  | 20番 太 田 博 康   |
| 21番 加 藤 芳 文  | 22番 兵 藤 祐 治   |
| 23番 野 中 泰 志  | 24番 伴 捷 文     |
| 25番 夏 目 忠 男  | 26番 鈴 木 義 彦   |

27番 岡本やすひろ  
29番 水平かずえ  
31番 ひざわ孝彦  
33番 田口一登

28番 中里高之  
30番 桜井治幸  
32番 林孝則  
34番 渡辺房一

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

広域連合長	佐原光一
副広域連合長	江戸満
事務局長	羽谷篤
事務局次長	村井昭文
会計管理者	山田茂
総務課長	加藤日出次
管理課長	黒柳哲禎
給付課長	鈴木敏夫
庶務グループリーダー	牧之瀬篤史

---

職務のため出席した者

議会事務局長	加藤日出次
議会事務局書記	夏目守雄
議会事務局書記	岸田裕夫

---

午後2時00分 開会

○議長（諸隈修身） ただいまの出席議員数は34名であります。

議員定数34人中、半数以上の議員の皆様方が出席されており、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

18番、鈴木三津男議員及び19番、山田慶勝議員をお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（諸隈修身） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

議案説明のため、地方自治法第292条において準用する地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査及び定例監査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

（佐原広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（佐原光一） 広域連合長の佐原でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては、大変ご多用にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度に関連する国の動きといたしまして、7月15日、厚生労働

省において、第32回社会保障審議会医療保険部会が開催をされました。この委員会には、私どもの全国後期高齢者医療広域連合協議会の代表、会長の横尾俊彦佐賀県広域連合長、多久市長でございますが、委員として今回から出席したところでございますが、議題といたしまして、高齢者医療制度の見直しについてが取り上げられております。

部会では、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームで取りまとめられました高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方などを踏まえて、今後、社会保障審議会医療保険部会において、年末にかけて具体的な見直し議論が進められることとなりましたので、注視して参りたいと存じます。

また、私ども広域連合におきましても、お手元でございますようなパンフレット「わかりやすい！長寿医療制度」を配布するなど、広報を始めとした事務を着実にを行うことによりまして、制度の円滑な運営に引き続き努めて参りたいと考えております。

本日の定例会におきましては、「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を始めとする5議案のご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

○議長（諸隈修身） 日程第5、議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、広域連合羽谷事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。議案第10号という記載のページでございます。

この条例は、広域連合議会の議員及び監査委員等を始めといたします広域連合の非常勤職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する内容を定めたものでございますが、船員保険法の適用を受けます議員及び非常勤職員の公務災害につきましましては、従来、地方公務員災害補償法の適用から除外されておりました、船員保険法を優先して適用するというところでございまして、私どもの条例からも適用除外という形に現在なっております。

今般、船員保険法及び地方公務員災害補償法の一部が改正されまして、非常勤職員の船員保険の優先適用が平成22年1月1日付で廃止ということになりまして、その後、地方公務員災害補償法が適用されると、こういうふうに法律が改正されました。このため、その旨を条例で明記する必要が生じますことから、今般、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、条例の施行期日は平成22年1月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、

これより採決いたします。

議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(諸隈修身) 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」と日程第7、議案第12号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長(羽谷篤) 議長、事務局長。

○議長(諸隈修身) 羽谷事務局長。

○事務局長(羽谷篤) 議案第11号と議案第12号の2件につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第11号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」についてでございます。

議案書の5ページのほうをご覧くださいと思います。

第1条にございますように、補正額としては991万2,000円でございます。

議案書の16ページ、17ページをご覧くださいと思います。

歳出でございますが、第2款、総務費、第1項、総務管理費の第1目、一般管理費の委託料におきまして、電算システム維持管理費646万円を、また、第3款、民生費、第1項、社会福祉費の第1目、老人福祉費におきまして、給付管理費191万1,000円及び償還金、利子及び割引料154万1,000円、合計991万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正の内容でございます。申し訳ございません、議会参考資料の3ページをご覧くださいと思います。

歳出予算にありますように、電算システム維持管理費におきましては、本年度以降の市町村合併に対応するための被保険者に係る本広域連合独自の電算システムの改修経費でございます。

次に、4ページのほうへ移りますけれども、給付管理費でございます。

高額療養費特別支給金の支給に係る事務費ということで、支給の勸奨状の発送、郵送費等が主なものでございます。この特別支給金は、本年1月から実施されております75歳到達月の自己負担限度額の特例に関連いたしまして、平成20年4月から12月までの期間分についても遡ってこの特例を適用し、自己負担額と特例による自己負担額との差額を特別支給金として支給するものでございます。なお、この支給金そのものにつきましては、特別会計で補正予算を計上しております。

次の償還金、利子及び割引料につきましては、20年度の国庫補助金である後期高齢者医療制度事業費補助金において、実績より多い額を受け入れたことから、その超過交付額を国に返還するものでございます。これらの財源につきましては、3ページに戻りますけれども、歳入予算にありますように、国からの調整交付金及び前年度繰越金の一部を充て

るものでございます。

次に、議案第12号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)」でございます。こちらのほうは、議案書の19ページをご覧くださいと思います。

第1条でございますように、補正額といたしましては41億9,911万6,000円を増額するものでございまして、補正後の予算額は5,230億1,119万4,000円となります。

申し訳ございません、議案書の30ページ、31ページをお開きいただきたいと思ます。

歳出でございますが、第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金等の第1目、保険料還付金として4,852万4,000円、第2目、償還金といたしまして41億4,089万2,000円及び第4目、高額療養費特別支給金として970万円、合計41億9,911万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正の内容でございますけれども、こちらも議案参考資料のほうの6ページをご覧くださいと思います。

歳出予算でございますけれども、保険料還付金、これは昨年度中に被保険者に還付することができなかった保険料につきまして、これは本年度において還付する必要がありますが、その還付額が当初の予算よりも多くなったために補正を行うものでございます。

次に、7ページの償還金でございます。

市町村及び国からの20年度の療養費負担金並びに健診に係る国の20年度補助金におきまして、補助金のほうで超過交付を受けましたことから、超過分につきまして本年度返還をお願いするものでございます。高額療養費特別支給金につきましては、先ほど一般会計の中でご説明させていただきましたけれども、75歳到達月におけます高額療養費の差額分の一時支給金でありまして、これは新規事業として補正をお願いするものでございます。

これらの財源につきましては、5ページに戻りますけれども、歳入予算に加えます20年度の各負担金の確定に伴い、市町村、県からの療養給付費負担金過年度分、国、県からの高額医療費負担金過年度分及び国からの調整交付金、さらには前年度繰越金の一部を充てるものでございます。

説明は以上です。大変失礼いたしました。

○議長(諸隈修身)　これから質疑を行います。

議案第12号に関して、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○21番議員(加藤芳文)　21番、加藤芳文。

○議長(諸隈修身)　21番、加藤芳文議員。

○21番議員(加藤芳文)　どうも議案質疑するのは私1人のようではございますけれども、質問させていただきます。

まず、議案第12号について2点質問します。

1点目として、県内20市町及び県からの療養給付費負担金と、国及び県からの高額医療費負担金について、実績に比べ負担金受け入れが不足したとして、市町村負担金、国庫

支出金、県支出金の増額補正がなされたが、その理由を説明してください。医療給付費が当初見込みよりも増えたのか、現役並み所得者分の特定費用が見込みよりも少なかったのか。その一方で、県内41市町村及び国からの療養給付費負担金の額が実績より上回ったのはなぜですか。県内市町村の療養給付費負担金の割り当てはどのような方法で広域連合は行っていますか。

2点目として、41億4,089万2,000円の償還金が発生するが、支払基金と国への償還金の額及び市町村で最大の償還金が発生する自治体名とその額はどれほどか。償還金における利息の取り扱いとその金額はどれほどですか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 特別会計補正予算についてのお尋ねでございます。

まず、療養給付費負担金等における市町村負担金、国庫支出金、県支出金の歳入補正の理由についてでございます。

療養給付費の負担金につきましては、今般20年度の市町村等の負担金が決算上確定いたしました。この確定によりまして、20の市町におきましては、確定額が20年度に受け入れておりました負担金額よりも増加したということで、その分を本年度市町村からいただき、予算上歳入予算として受け入れると、こういうものでございまして、その理由につきましては、議員ご指摘のとおり、医療給付費実績が当初見込みよりも増えたということによるものでございます。

それから、次に、歳出予算のほうでございまして、41市町村の療養給付費負担金がございます。これも先ほど申しましたように、確定した負担金が当初の見込み額よりも下回りまして、負担金を私ども余分にいただいておりますという状況になりましたことから、本年度におきまして、その分を市町村にお返しするという予算でございます。この理由も医療給付費の実績が当初予算の見込みよりも、41の市町村については下がったと、そういうことでございます。

また、国からの療養給付費負担金については、広域連合の運営に支障が出ないようにというご配慮から国のほうから増額交付をされてございまして、実績が確定しましたことから、その超過分を国のほうにお返しするという予算でございます。

次に、県内市町村への療養費負担金の割り当て方法についてでございますけど、これにつきましては、広域連合といたしまして、20年度予算の算定に当たりまして、各市町村に対しまして、18年度の老人医療費における療養給付費の実績の4.8%増で積算をさせていただくように依頼したものでございます。こういう形で市町村の予算をお願いしたということで、決算と若干食い違いが出ていると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

償還金の支払基金及び国への支払い額でございますけれども、償還金額41億4,089万2,000円でございます。このうち、支払基金へは2億9,682万3,835円、国に対しましては29億3,404万8,523円の償還となります。また、最大の償還金が発生する自治体は名古屋市でございまして、その額は2億1,053万1,719円となっております。なお、これらの償還金には利息はかからない、制度上そういう形になっておりま



す。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 再質問させていただきますけれど、20年度の療養給付費負担金は、18年度の老人医療費における療養給付費の実績の4.8%ということですが、21年度予算における県内市町村への療養給付費負担金の割り当て方法はどうなっているんですか。

それと、償還金について、返還時期についてはいつなのか、その2点をお聞きします。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 療養給付費負担金の再度のお尋ねでございます。

21年度予算の市町村への割り当てにつきましては、20年度見込み額がございまして、これに国のほうが5.6%増で積算するという指示がございましたので、私どもも5.6%増で21年度予算はお願いいたしますということで依頼しております。

それから、償還金の返還時期でございますけれども、支払基金に対しましては、この8月中旬から下旬にかけてお支払いをする予定にしております。それから、41の市町村に対しましては、これは10月ぐらい、国への返還につきましては3月、今年度末に返還をするということで予定させていただいております。

以上でございます。

○21番議員（加藤芳文） 議長。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 1点再々質問しますけれど、療養給付費負担金を取得した市町村からの追加徴収も10月と理解してよろしいですか。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 残りの20市町は、私どもがもらうものです。これも10月に計上していく予定です。これは、各市町で9月から10月にかけて議会が開かれまして、補正予算を計上されるという関係もございまして、補正予算が成立した暁には私どもへ返していただくということで、10月ぐらいを予定させていただいております。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

まず、議案第11号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

議案第11号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

議案第12号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、認定第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」と日程第9、認定第2号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 認定第1号及び第2号の2件につきましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、認定第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

申し訳ございません、議案書の36ページ、37ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳入につきましては、予算現額60億9,036万4,000円になります。対しまして、調定額、収入済み額とも55億5,380万9,541円で、不納欠損、収入未済はいずれもございませんでした。

次に、38ページ、39ページでございます。

歳出につきましては、予算現額60億9,036万4,000円に対しまして、支出済み額は53億6,531万7,944円、不用額7億2,504万6,056円でございます。歳入歳出差し引き残額は、38ページの下のほうに書いてございます1億8,849万1,597円でございます。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細につきましては、決算附属書のほうの4ページ、5ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳入の第1款、分担金及び負担金は、収入済み額12億1,450万円でございますが、これは広域連合構成市町村からの事務費負担金でございます。

第2款、国庫支出金でございます。収入済み額29億9,081万2,492円でございますけれども、内訳は備考欄のほうに記載のとおりで、主なものは高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金28億6,775万5,979円でありました。

第3款、県支出金でございます。収入済み額4,520万300円。

第4款、財産収入は350万6,157円でした。

第5款、寄附金はありませんでした。

以上でございます。

6ページをお開きいただきたいと思ひます。

第6款、繰入金は、収入済み額11億3,248万688円でございますが、これは後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金でございます。

第7款、繰越金は、前年度繰越金で収入済み額1億6,593万6,599円でございます。

第8款、諸収入は137万3,305円ございました。

次に、歳出でございますけれども、8ページ、9ページになります。

第1款、議会費は、支出済み額187万2,021円で、予算に対しまして55.01%の執行率であります。支出額の主なものは、議会開催3回分の報酬99万9,000円、議会会場借り上げ料65万5,724円でございます。

第2款、総務費でございます。支出済み額は8億1,873万5,622円で、予算に対して90.65%の執行率であります。支出額の主なものでございます、9ページの一番下になりますけれども、第13節、委託料の3億9,444万2,781円及び11ページの下のほうになります第19節、負担金、補助及び交付金の3億6,383万4,986円でございます。この委託料の主なものといたしましては、電算システムの運営保守委託料1億9,276万9,500円、電算システム改修委託料で1億6,760万8,350円、負担金、補助及び交付金では、市町村からの派遣職員の人件費分等でございます。

次に、12ページの第3款、民生費でございます。支出済み額は45億4,471万301円で、予算に対しまして87.69%の執行率でございます。支出額の主なものは、13ページの一番下になりますけれども、第13節、委託料の4億5,253万3,255円、これの主なものは、国民健康保険団体連合会への事務委託料が3億1,198万4,572円、印刷等業務委託料が1億750万6,336円となっております。

それと、15ページの中ほどに第25節、積立金がございます。これは、後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立金で28億7,126万2,136円、第28節、繰出金11億3,528万662円がございます。これの主なものは、激変緩和措置の繰出金の10億4,429万5,649円などがございます。

第4款、公債費及び第5款、予備費の執行はございませんでした。

続きまして、認定第2号「特別会計の歳入歳出決算の認定」でございます。

議案書の44ページ、45ページになるかと思えます。よろしく申し上げます。

歳入につきましては、予算現額4,575億200万円に対しまして、調定額4,548億4,394万7,000円、収入済み額4,548億4,382万5,278円ということで、不納欠損はございません。収入未済が12万1,722円出ております。ただ、これも現時点では5万1,781円に減っております、引き続き収入未済の解消に努めているところでございます。

46ページ、47ページでございます。

歳出につきましては、予算現額4,575億200万に対しまして、支出済み額4,468億3,418万6,307円で、不用額は106億6,781万3,693円ございました。歳入歳出差し引き残額は、46ページの一冊下を書いてございますように、80億963万8,971円でございます。

これらの特別会計の歳入歳出決算別事項につきましては附属書のほうになります。附属書のほうの18ページと19ページの部分をご覧いただきたいと思えます。

歳入の第1款、市町村支出金は、収入済み額871億7,495万5,342円ございまして、これは備考欄に記載されておりますように、広域連合構成市町村等からの保険料

や療養給付費の負担金等でございます。

第2款、国庫支出金でございます。収入済み額1,342億3,317万8,547円でございます。主な内訳といたしまして、備考欄に記載のとおり、療養給付費の負担金が1,033億6,806万6,502円、それから高額医療費負担金として11億3,537万746円、調整交付金278億2,500万1,000円などでございます。

第3款、県支出金についてでございます。収入済み額は342億1,660万1,176円で、これは主に県からの療養給付費負担金でございます。

次に、20ページでございます。

第4款、支払基金交付金は、収入済み額1,978億8,621万2,000円。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、この収入済み額が3,384万5,041円。

第6款の寄附金はございませんでした。

第7款、繰入金でございます。収入済み額11億3,528万662円でございますけれども、これは主に激変緩和措置繰入金でございます。

次に、22ページの第8款、諸収入は、1億6,375万2,510円ございました。

これが歳入でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、次の24、25ページになろうかと思えます。

第1款、保険給付費でございます。支出済み額4,456億187万2,021円で、予算に対しまして98.63%の執行率でございます。支出の主なもの、備考欄記載のとおり、療養給付費で4,242億2,987万8,037円、訪問看護療養費14億6,908万6,267円、高額療養費170億9,097万1,890円、葬祭費15億2,820万円というような内容でございます。

26ページをご覧いただきたいと思えます。

第2款、県財政安定化基金拠出金でございます。支出済み額4億363万8,000円でございます。予算に対して92.94%の執行率でございます。

第3款、特別高額医療費共同事業拠出金でございますけれども、国民健康保険中央会が運営する共同事業への拠出金で、支出済み額は3,318万9,543円でございます。執行率は54.45%でございます。

第4款、保健事業費でございます。これは、構成市町村への健康診査事業の委託料でございます。支出済み額7億1,443万5,477円、予算に対しまして31.26%の執行率になっております。

第5款、公債費はございませんでした。

それから、6款の諸支出金の支出済み額は19万1,200円で、予算に対して12.74%の執行率でございます。

28ページの第7款、予備費の執行はございませんでした。

これらの決算につきましては、去る7月22日に監査委員によります決算審査を得ましたことから、議会の承認をお願いするものでございまして、あわせて一般会計歳入歳出決算審査意見書と、それから主要施策報告書を資料としてお手元に配付させていただいております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（諸隈修身） これより質疑を行います。

認定第1号及び認定第2号に関して、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤芳文。

○議長（諸隈修身） 21番、加藤芳文議員

○21番議員（加藤芳文） それでは、認定1号と2号について、続けて質疑をします。

まず、認定第1号については5項目について。まず、1点目として、後期高齢者医療制度の臨時特例基金への繰り入れが5億2,979万円減少とある訳ですが、その理由を説明してください。

2点目として、総務費の派遣職員人件費負担金で3,985万3,000円、印刷製本費で2,405万4,000円のかなり高額となる訳ですが、不用額が出ていますが、その理由を説明してください。また、一般管理費で報酬90万円が全額執行されていない訳ですが、その理由は何か、何を目的とした予算であったか。標準システム改修事業分担金1,491万4,000円のその支出先と総事業費、愛知県の広域連合の負担割合はどのようであるか説明してください。

3点目として、主要施策報告書に資格の適正化を図るため、被用者保険との重複加入のある被保険者について、被用者保険の保険者等に文書照会を行うなどして重複加入の是正を実施したとありますが、その件数と実態、対象者への内容はどのように行ったのか。

4点目、市町村の決算議会に提出される実績並びに主要施策報告書には、主要工事実績表、主要土地取得実績表、主要委託業務実績表が掲載され、例えば、委託業務であれば委託業務名、委託金額、委託業者名、概要等が記載されている訳です。しかし、愛知県の広域連合が提出する主要施策報告書においては、これら実績表が掲載されていません。行政の透明性と公平性を確保するためにもこれら実績表を掲載すべきではないですか。

5点目として、平成20年度広域連合一般会計における金額で上位10件の委託業務について、業務名、委託金額、委託業者名、概要及び随意契約、競争入札契約方法について説明を求めます。

次に、認定第2号について3点質問します。

1点目、平成20年度広域連合特別会計における委託契約は、一般会計とは異なり、市町村への健康診査事業に関わる1件と聞きますが、その契約方法等を説明してください。

2点目、市町村別の保険料徴収率はまだ確定していないということですが、今後どのような形で広域連合は公表する考えですか。

3点目、健康診査事業について、国からの当初予定交付金額は幾らなのか。受診率は20.21%であったことによる国への返還額はどのくらいですか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 20年度の一般会計決算についてのお尋ねでございます。

まず、1点目の後期高齢者医療制度臨時特例基金の繰り入れはなぜ下がったのかということでございます。これは、主に被用者保険の被扶養者だった方が保険料を軽減することで、激変緩和措置の経費でございまして、これが減をいたしました。これは、当初の対象者数を10万人と見込んでおりましたものがおおむね8万人ということに、2万人

ほど対象者が減ったことから、その軽減に要する財源であります基金からの繰入金が必要なくなった、こういうことで繰入金が減収したということでございます。

次に、総務費の不用額の理由についてでございます。初めに、派遣職員人件費の負担金でございます。これは、20年度、市町村から広域連合事務局に新たに派遣された職員が年齢の低い職員が多かったということで、19年度と比較して職員1人当たりの人件費が885万円から756万円に平均人件費が減ったということで、全体の派遣職員の人件費の負担金が減ったというものでございます。

それから、印刷製本費の不用額についてでございますけれども、当初予算につきましてはパンフレットの作成等を、この経費は印刷製本費で予算措置をしておりましたけれども、ご案内のように、後期高齢者医療制度のたび重なる見直しがございます、これに伴う広報が必要ということで、国から広報等の財源として新たに交付金が措置されております。このため、新たにデザイン料を含めましたポスター、リーフレットの作成だとか、これらを医療機関へお送りする配送事務、こういうものをすべて委託料で予算措置をいたしましたので、印刷製本費がその分執行残として残ったものでございます。

次に、一般管理費の報酬90万円の全額が執行残になっていたということでございます。これは、情報公開、個人情報保護審査会というものを私どもは設けておりますけれども、この審査会の委員にお支払いする報酬として予算を計上いたしましたが、20年度は、この審査会で審査を行う事例が上がってこずに開催しませんでしたので、全額報償費は執行残となったというものでございます。

次に、標準システム改修費負担金の支出先についてでございますが、この経費は、社団法人国民健康保険中央会、これは全国組織でございますけれども、この中央会が開発した全国システムであります標準システムに係る改修経費でございます、国民健康保険中央会の求めに応じまして、全国の広域連合が分担金として支出したものでございまして、全体の総事業費が7億円余でございます。これを全都道府県均一に割り戻した金額といたしまして1,491万4,000円が出て参りまして、これは、各広域連合、私どもを含めて地域広域連合が支払った分担金となっております。なお、この分担金につきましては、全額国から補助金として支出されておりますので、私どもはこれを受け取っております。

それから、続きまして、主要施策報告書に記載されております資格の適正化に関するお尋ねでございます。これは、65歳から74歳の方で老人保健の障害認定を受けていた方が、75歳にならなくても後期高齢者医療制度の被保険者になれるという制度がございます。この場合に被用者保険に入っていた方は、そちらの被用者保険のほうの資格の喪失手続を行わないと、後期高齢者と被用者保険とのダブルの保険料が徴収されるというケースがございます。こういったところがございますので、後期高齢者医療制度と被用者保険との両方の資格を持っていないかどうかの確認が必要となりましたことから、市町村から提供されました老人保健の障害認定者で被用者保険等の被保険者であった方2,348人に対しまして照会をかけたところ、233人の方が両方の被保険者になってみえるということが分かりましたので、その適正化のために事業を行ったものでございます。

この233人に対しまして被用者保険等の資格喪失の手続をしていただくよう各保険者のほうに通知などをしてその解消に努めた結果、年度末時点で184名については是正ができました。残り49名につきましては、どうもまだ手続の完了が確認できていない状況

でございます。未回答のこの49名につきましては、現在、広域連合から各保険者あてに再度の資格喪失処理の依頼をしている現状でございます。なお、20年4月2日以降新たに障害認定の申請をされた方につきましては、市町村窓口等におきまして、前に加入していた保険の喪失の手続が必要となることを説明して、重複加入とならないように指導しているところでございます。

それから、次に、主要施策報告書の記載項目についてでございますが、本広域連合の主要施策報告書につきましては、県内の他の地方公共団体の主要施策報告書を参考にしまして、私ども広域連合独自の施策報告書という形で作成させていただいたものでございます。その内容につきましては、議員ご指摘のように、ほかの自治体で工事実績だとか、財産実績だとか、それから委託実績等を記載されているものがあるようでございますので、そこら辺のご指摘のあった点も含めまして、今後、私ども、検討して参りたいと、こういうふうに考えております。

続きまして、一般会計における委託業務契約の上位10位の内容をとということでございます。1位から10位まで順次ご報告させていただきます。

第1位は、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用保守業務でございます。委託金額は3億5,301万7,350円でございます。委託先は西日本電信電話株式会社でございます。業務の内容は、電算処理システムを運用するためのシステム構築、システム保守・運用、ネットワークの保守及び本広域連合独自のカスタマイズでございます。この契約は随意契約による契約となっております。

第2位は、国民健康保険団体連合会事務委託費でございます。3億1,198万4,572円、委託先は国民健康保険団体連合会でございます。業務内容は、レセプトの保管・審査等、療養費や支給費の点検、第三者行為に対する求償データの請求などでございます。随意契約でございます。

以下、順次申し上げます。

3位は、印刷等業務委託で1億750万6,336円、業者名はトッパン・フォームズ株式会社でございます。内容は、被保険者証、支給決定通知、高額療養費勸奨状の作成等でございます。随契でございます。

4位は、コールセンター運營業務委託1,360万6,572円でございます。株式会社NTT西日本一東海、業務内容は、制度開始時に伴う問い合わせ等に対応していくためのコールセンターの運営でございます。随意契約で行ってまいりました。

第5位、データ入力業務委託1,171万1,007円、オムロンパーソナル株式会社というところに委託してございまして、データ入力、文書整理等の事務補助でございます。これは、一般競争入札による契約で行ってまいります。

第6位、21年度保険料軽減啓発用リーフレット作成等業務委託1,014万1,754円でございます。凸版印刷株式会社、リーフレット等の作成等の業務でございます。随意契約でございます。

7位は、レセプト点検業務委託992万8,000円。国民健康保険団体連合会、後期高齢者医療レセプトの2次点検業務でございます。随契でございます。

8位は、医療費通知作成業務委託984万3,707円、小林クリエイティブ株式会社、医療費通知の作成、発送等の業務で、指名競争入札による契約となっております。

9位は、電算処理システム導入コンサルティング業務委託ということで736万500円、株式会社三菱総合研究所、電算システムに係る事務局業務及びシステム構築の支援業務でございまして、随意契約でございまして。

最後10位でございまして。ホームページ作成業務委託248万9,550円、株式会社N HKプラネット、ホームページの保守と更新の業務でございまして、随意契約によるものでございまして。

続きまして、認定第2号、特別会計決算に関してのお尋ねでございまして。

1点目の市町村への健康診査事業に係る委託契約につきましては、県内全61市町村と脂質検査、肝機能検査などを始めとする健康診査を実施するための委託契約を結んでいるものでございまして。この契約の内容は、受診者1人当たりの検査費用単価と上限額を7,950円としております。そうはなっておりますけれども、介護保険におけます生活機能評価と同時に実施する場合には、この場合には介護保険のほうから費用が一部負担されますので、5,120円と割安な金額にさせていただいております。市町村に対しましては、年間の受診者総数に検査費用単価を乗じた額を委託料として支払っている状況でございまして。

次に、市町村別の保険料収納率についてでございまして。愛知県の全体の保険料の収納率につきましては、主要施策報告書の中で予定数値といたしまして99.11%と記載させていただいております。市町村別の保険料収納率につきましては、今後、各市町村におきまして決算認定を受けますので、それを受けた後、市町村から決算額の報告をいただくことにより、それを取りまとめまして、私どものホームページ等で公表していきたいと、そのように考えております。

最後でございまして。健康診査事業に係る補助金の当初予定交付金額と返還額についてでございまして。交付申請時には21年1月時点で年度末受診率を27.1%で見込んでおりました。金額は2億2,446万6,000円の補助金をいただいております。それに対しまして最終的な20年度の実績が受診率20.21%に下がりましたことから、実績で1億6,225万9,000円となりまして、その差額の6,220万7,000円を国に返還するというものでございまして。

以上でございまして。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） では、認定第1号について少し再質問させていただきます。

まず、認定第1号のほうでは、後期高齢者医療制度における被保険者に二重徴収してきた場合の保険料の取り扱い、各方面の医療機関に対して保険料を返還したのかどうか。また、医療費の保険負担分の請求書はどちらに向かうか。

それと、委託業務の件なんですけれども、国民健康保険団体連合会等への委託については、業務内容からして随意契約はやむを得ないと思う訳ですけれども、今聞きますと、全体として件数8件が随意契約になっている訳で、例えば、ホームページ作成あるいはリーフレット印刷等が随意契約になっていると思います。やはり随意契約が多いのではないかと思います。一般競争入札、指名競争入札を積極的にホームページなどで導入すべきではないか。また、ホームページで入札執行状況等を公表し、結果を検証することが必要ではないかと思っております。これが認定第1号。



認定第2号については、健康診査の受診者総数が何人であったのかということですね。この審査に関して国からも補助金がある訳ですけれど、この健康診査事業に対する国の補助率は何%か、補助率は20年度と21年度で変更がないかということをお伺いします。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 主要施策等の報告書につきましてのお尋ねがございました。まず、資格の適正化につきましては、重複加入していた方でございますけれども、二重に保険料を徴収されている場合がございます、この場合には、被用者保険に納めた保険料が払い過ぎと、私どもと被用者保険両方払いますので、私どもの保険のほうが優先でございますので、そちらのほうの保険が払い過ぎということになりますので、そちらの被用者保険からの保険者の保険料につきましてはその分が返還されると、こういう形になっております。それから、医療費の請求につきましては、当然私どもの保険が有効でございますので、私ども広域連合のほうに請求が来ると、こういう形になる訳でございます。

次に、委託業務についてでございます。一般競争入札、指名競争入札でどうだということでございます。私ども広域連合といたしましては、自治法の規定を踏まえまして、適切に随契を行っていたところでございますけれども、ご指摘の、今後、指名競争入札、一般競争入札というようなことで、ここら辺のことを考えますと、競争入札による契約をしっかりと検討していきたいと、こういうふうを考えております。それによりまして、透明、公正な契約を履行して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、現在の入札執行の状況につきましては、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、私どものホームページの中にそれは全額記載してございますので、またご覧いただけたらと思っております。

それから、健診の受診者総数でございます。これは12万3,908人ございました。

それから、最後に、健診の国庫補助金の関係でございます。補助率でございますけれども、国が定めた基準額がございまして、国は、その基準額に対して3分の1を交付するというので、補助率3分の1というふうになっております。21年度も20年度同様に3分の1、まだ国から通知が来ておりませんが、3分の1というふうに私どもは理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

まず、認定第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

認定第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

認定第2号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(諸隈修身) 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、「一般質問」を行います。

質問通告者は2名であります。通告一覧の順番に発言を許します。

○21番議員(加藤芳文) 21番、加藤芳文。

○議長(諸隈修身) 21番、加藤芳文議員。

○21番議員(加藤芳文) それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

質問の題目は、保険者機能評価基準に基づく自己点検評価シートについてです。厚生労働省は、去る5月28日に各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長あてに、「後期高齢者医療広域連合の保険者機能評価基準について」と題する文書を送付しています。文書の趣旨は、後期高齢者医療制度を安定的に運営していくためには、運営主体である広域連合の保険者としての機能を高める必要があるとの立場から、保険料の収納対策、高齢者の健康づくり、医療費適正化の取り組みについて評価基準を作成し、各広域連合の自己点検を求めるというものです。

より詳しく述べると、保険料の収納対策については、収納率の向上、口座振替の推進、納付勧奨等、広報、財政の整備の5つの評価項目。高齢者の健康づくりについては、健康診査の受診率、健康診査の生活機能評価との同時実施、長寿健康増進事業の実施状況、その他保険事業の実施状況、関係機関との円滑な連携体制の5つの評価項目。医療費適正化については、レセプト点検の実施状況、重複・頻回受診者への訪問指導の実施状況、医療費通知等の実施状況、意見を聞く場等懇談会の設置運営、その他適正化事業の実施状況、この5つの評価項目から成っています。各項目には5点が配点され、満点は75点です。

私は、個別事情を配慮せずにはいたずらに収納率向上を競わせたり、広域連合の職員体制を超えた事業推進を求めたりすることには疑問を感じますが、一方で、調査項目の中にはなるほどと思うことも多数ある訳です。なお、提出締め切りは6月30日でありましたが、厚生労働省に問い合わせたところ、まだ提出していない広域連合があり、全体の結果をまとめていない、こういうことでした。

さて、愛知県の広域連合の採点結果ですが、75点満点中26点であり、低位に属すると私は思います。項目としては、健康診査の生活機能評価との同時実施率、レセプト点検の実施状況、医療費通知等の実施状況が5点満点でしたが、納付勧奨等、広報、長寿健康増進事業の実施状況、重複・頻回受診者への訪問指導の実施状況、意見を聞く場等懇談会の設置運営の5項目については0点。体制の整備、その他保険事業の実施状況、関係機関との円滑な連携体制、その他適正化事業の実施状況の4項目については1点でした。

以下、主な評価項目について質問します。

まず、1点目として、収納率の向上については、97%以上98%未満の3点でした。まずまずの数値かと言えますが、詳しい数値は幾つでしたか。

2点目、口座振替の推進については、30%以上45%未満の2点でした。この数値は普通徴収対象者に占める口座振替納付者の割合ですが、詳しい数値は幾つであったか。振替率の推移と今後どのようにして振替率を向上させる考えかお伺いします。

3点目、納付勧奨、これは0点だった訳ですが、これについては、区域内の全市町村での催告書の送付や、過半数の市町村での平日夜間や休日における納付相談窓口が採点基準となっています。市町村の催告書の送付や納付相談窓口の設置の現状はどのようなのですか。

4点目、広報、これも0点な訳ですが、これについては、広域連合及び区域内の全市町村でのホームページの活用、広報紙等の活用が採点基準となっています。新医療制度のPRのため、ホームページや広報紙を活用している市町村はどれほどあるか。また、広域連合として活用を促すべきではないですか。

5点目、愛知県の広域連合の健康診査の受診率は20.21%のため、採点は20%以上30%未満の2点でした。高い数値とは言えないと思います。受診率が最も高い市町村と最も低い市町村の数値はどのようなでしたか。受診率を上げるため、広域連合として今後どのような対策を考えていますか。

6点目、関係機関との円滑な連携体制、これは1点でしたが、これについては、都道府県が健康診査事業に対して財政支援を実施するという採点基準があります。愛知県は実施していないため点数がない訳で、他の都道府県も調べた上、財政支援の要請も検討したらどうですか。また、市町村が健康診査事業に対して財政支援を実施するという採点基準もある訳です。現在、財政支援をしている市町村はどれくらいありますか。

7点目、重複・頻回受診者への訪問指導の実施状況、これも0点な訳ですが、これについては実施していないとして0点です。市町村への重複・頻回受診者のデータ提供のみ実施をすれば1点確保できる訳ですが、データ提供も難しいことなのですか。今後、この問題について広域連合はどのような取り組みを考えていますか。

最後ですが、8点目として、意見を聞く場等懇談会の設置運営、これも0点な訳ですが、これについては、広域連合に設置していないため0点です。被保険者、医療保険者等、医療関係者、有識者の4者による委員構成、年2回以上の開催、広域連合会への報告等により協議内容を広く一般に公表等も採点基準に入っています。愛知県の広域連合としてもこれら条件を満たす懇談会を設置し、積極的に当事者の意見をくみ上げるべきではないでしょうか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 保険者機能評価の自己点検評価シートにつきまして、8点のお尋ねがございました。

まず、1点目の収納率でございます。普通徴収対象者に係る収納率で算定しておりますけれども、これは私ども、97.88%という数字でございます。

2点目の口座振替の推進についてでございます。普通徴収対象者数が私ども16万8,844人ございまして、これに対して口座振替納付者が7万112名ということで、割合は41.5%という率になっております。なお、振替率の推移につきましては、申し訳ございません、比較できる調査を行っておりませんので、現在のところまだ把握はしておりません。それから、振替率の向上でございます。これは、市町村が発送します納付書、いわゆる納通という通知でございます納付のための通知、それから窓口での振替勧奨、こういうところでの案内、これを中心に行っていきたいと思っております。さらに、市町村広

報紙における口座振替の周知などの取り組みを市町村にお願いをしていきたい。それでもって振替率、いわゆる口座振替で何とかお願いできませんかということは依頼をしていきたいと思います。それから、広域連合のホームページにおきましても、案内等を活用いたしまして広報を行い、口座振替ができましたら進むような形をとっていきたいと考えております。

3点目の納付勧奨でございます。これは、私ども、全市町村で督促状は送付をいたしますけれども、その後の段階での催告書等につきましては、48の市町村で実施がされておる状況でございます。今後、実施予定ということで、5市町村が今予定はされておりますけれども、実態としてはそんな状況でございます。また、納付相談ということで、夜間の対応を実施している市町村は32、休日の対応を実施している市町村は20市ということで、こういうことで私どもの広域としては点数はついていないということでございます。

4点目の広報につきましては、34の市町村において、広報、ホームページを活用していただいて、期限内納付や振替口座の利用など啓発を行っております。また、19の市町村が今後実施予定となっております、53の市町村が何らかの形で進んでいくだろうということでございます。広域連合といたしましても周知を図るべく、広報できない市町村に対しましては、ホームページ等の活用を十分に促していきたいと、こういうふうに関心しております。

それから、5点目の健康診査の受診率でございます。受診率の高いところでございますけれども、高いところは65.12%、それから低いところでは2.59%という非常に乖離しておる状況ではございます。こういったことから、受診率向上に向けての対応でございますけれども、21年度からは、生活習慣病で治療中の方についても受診していただくということで、できるだけ多くの方に受診していただくということで働きかけをしたところでございますし、私どももそういう方向で現在取り組んでいるところでございます。

さらには、この健康診査の実施に当たりまして、県内の全市町村と契約を結んでおりますので、市町村への要望事項といたしまして3点ほどございますけれども、1点目が、受診ができる全被保険者に対して、個別の勧奨を実施していただきたいということが1つ。それから、被保険者が受診できる期間、例えば、ほぼ年間を通して受診できるというような体制をとっていただくような依頼をしておる。それから、3点目は、年度途中で75歳になられる方が多い訳でございますけれども、後期高齢者医療制度に移行する前の国保等の健診、それから私どもの後期高齢者の健診ということで制度は2つに分かれますけれども、市町村が窓口でございますので、どちらでも受けられるような形での対応をひとつぜひお願いしたいということで依頼をしているところでございます。こんなような形で3点ほど委託に当たりましてお願いをしておりますので、こういうことで市町村の受診率の向上に努めていただいておりますというふうに思っております。私どももそういう形で進めていきたいと思っております。

それから、6点目でございます。健康診査への財政支援につきましては、去る7月31日付で愛知県知事に対して、健康診査事業に対する財政支援の要望書を提出したところでございます。市町村の財政支援の状況をお聞きいただいておりますけれども、健康診査事業は市町村との契約によってお願いしているところでございまして、私どもが指名した単価以上の金額を使って市町村が健診をやってみえるということであれば、その超過分が市

町村負担ということで、これを財政支援だというふうに考えますと、そういうことをしておる市町村が昨年度で20市町村ございました。20の市町村で私どもの委託料以上のお金を健診に使っていただいていると、こういう状況でございます。

それから、7点目でございます。重複・頻回受診者への指導でございますけれども、ご指摘のように、広域連合でデータ検索をすれば抽出は可能でございます。しかしながら、重複・頻回受診者への指導というのは、直接被保険者のところへ訪問指導いたしまして、直接指導を行うということで保健師等の派遣が非常に大切でございます。そういう専門職の配置が不可欠でございます。それが1点。それから、指導に当たりましては、高齢者の方の必然的に疾患が多くなる現状がございまして、単に重複はいかんよ、いかんよということではなくて、しっかり被保険者の方にご理解をいただくということが大事だというふうに考えております。そういう十分な理解を得てもらふ必要があると思っております。このようなことから大変困難な状況にはございます。このことを含めまして、今後データの提供とか、市町村での訪問指導の実施方法などにつきまして、市町村と十分な協議をいたしまして進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、懇談会の設置についてのお尋ねでございます。私ども広域連合におきましては、高齢者の方を始め、関係者のご意見を直接伺うことができるのは必要であるということございまして、これは、平成19年の10月に高齢者10名を含みます17名の方にお集まりをいただきまして、そういう懇談会の場を開催したところでございます。今後もこの懇談会を活用してご意見をお伺いして参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） それでは、まず、私の質問の4点目なんですけれども、広域連合の構成市町村が61ある訳ですから、今の答弁を聞くと、8市町村は保険料収納対策として広報、ホームページの活用を考えていないということになったと思うんですけれども、広報、ホームページの利用というのはそんなに難しいことではないと思うんですが、

市町村別に活用していないというのはどんなところかと。

私の質問の5点目としてですが、後期高齢者医療制度の導入の目的の1つに、健康診査を積極的に行い元気な高齢者を増やし、結果として医療費の支出を抑制することにある。一番高いところの市町村は65.12%ですけど、一番低いところは2.59%と非常に低い訳です。やはり20年度は別として、21年度からこういった市町村についても自覚してもらふためにも、市町村別の実施率を公表すべきではないかと思うんですが、その点、広域連合はどのように考えていますか。

8点目の質問ですけど、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会を平成19年10月に1回開催しただけということなのか、広域連合として条例に基づく正規の懇談会を組織し、定期的な会合を開き、その意見を事業運営に反映させるべきではないか。そのことを厚生労働省としても進めているのではないかと思うんですが。

質問として3点です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 3点につきまして、最後のお尋ねがございました。

まず、1点目のホームページ等の活用をしていないところはどこだということでございます。申し上げますと、まずは西尾市、それから常滑市、日進市、豊山町、春日町、七宝町、美和町、阿久比町というところが、保険料の未納に関してのいろんな広報をホームページでは載せていないということがございました。これらの市町村につきましては、パンフレットやチラシなんかで個別の広報には努めておられますけれども、広域連合として、今後、ホームページ等でこういう広報をしていただくようお願いをして参りたいと、活用していただきたいということを要望して参りたいと思います。

それから、2点目の市町村別の受診率につきましては、私ども、ご指摘のいわゆる市町村でのばらつきがございますので、これにつきましては、今後21年度の状況等につきまして、公表する方向で検討して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、懇談会につきましては、ご指摘のとおり、1度だけの開催でございましたが、こういった懇談会、ご意見を伺う場は非常に重要と考えております。今年度も懇談会の参加者として13名分の報償費あるいは旅費等で12万円ほどの予算を当初予算で計上させていただいております。そんなことがございますので、今年度、それから来年度以降、定期的に懇談会を開催するというので、この懇談会での場のご意見をできるだけ私どもの施策の中で反映していきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 続いて、33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 33番、田口一登。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 通告に従い質問します。

1点目は、保険料滞納者への資格証明書及び短期保険証の交付についてです。

資格証明書の交付は、国民健康保険でも重大な問題となっておりますが、高齢者の場合は、保険証が取り上げられて必要な医療を受けることができなくなれば、まさに命に直結します。ですから、私は、資格証明書の交付は行うべきでないと考えます。

そこで、まず、事務局長に伺いますが、昨年4月の制度発足から1年数カ月が経過し、資格証明書の交付要件の1つである保険料の滞納期間が1年以上となる人が生まれていると思っておりますが、1年以上の滞納者は何人いますか。また、こうした滞納者に対して資格証明書、あるいは短期保険証を交付した件数は何件ですか。

広域連合が本年6月1日付で各市町村に通知した短期保険証と資格証明書の交付等に関する要綱の取り扱いでは、市区町村は、資格証明書を交付すべきものとして判断した者、すなわち資格証明書交付候補者を広域連合に通知することになっております。それでは、現在までに市区町村から資格証明書交付候補者の通知は何件あったのかお答えください。

私は、本年2月の第1回定例会の質疑の中で、原則として資格証明書は交付しないよう求めたところ、連合長は、真に保険料を払えない方にまで一律に機械的に交付するものではないと答弁されました。その後、5月に厚生労働省から資格証明書の運用に係る留意点が通知され、これを踏まえて広域連合は、資格証明書の交付等に関する要綱を定めていま

す。

この要綱では、所得の少ない被保険者への対応として、保険料の均等割額が軽減されている人や、高額療養費の低所得者1または2の区分に該当する人など、所得の少ない人については資格証明書を交付しないことができるとあります。このことは、所得の少ない被保険者に対しては原則として資格証明書を交付しないようにするという理解でよいのか確認させていただきます。

滞納者に対しては、資格証明書の交付を避けるために何よりもきめ細かな納付相談を行うことが大切であります。厚生労働省の通知でも、文書による催告のみではなく電話や臨戸訪問などによる納付相談を実施すること、連絡がとれない場合は、民生委員や福祉介護関係者などと連携して被保険者の地域での生活状況を把握すること、被保険者の状況に応じて、保険料の分割納付、減免、徴収猶予制度について十分に説明することなどの取り組みが明記されています。

それでは、納付相談の実際はどのようになっているのか。名古屋市に状況をお聞きしたところ、昨年度までは催告書の送付のみ、今年度は今月から民間事業者に委託して、新規の未納者に対する電話による納付催告を実施すると聞いておりますけれども、納付相談については、被保険者から相談があった場合には区役所窓口で実施するとのことでした。これで厚生労働省の通知で示しているようなきめ細かな納付相談ができるのか、ちょっと心配になりました。

そこでお尋ねしますが、滞納者に対するきめ細かな納付相談については、市町村と連携してどのように実施されるのかお答えください。

2点目は、医療費の窓口負担、すなわち一部負担金の減免についてです。

生活が苦しくなり、医療費の支払いが困難になった場合には、一部負担金の減額、免除または徴収猶予を受けられることが高齢者の医療の確保に関する法律の第69条に定められています。これに該当する場合について、厚生労働省の通知では、災害により住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた場合のほか、農作物の不作、事業の休廃止や失業などにより著しく収入が減少した場合、世帯主が死亡したり、重大な障害を受けたり、長期間入院したりした場合などとされています。ところが、本広域連合では、一部負担金の減免規定は災害により住宅に著しい損害を受けた場合における免除だけに限られています。

そこで、事務局長にお尋ねしますが、一部負担金の減免規定について、災害により住宅に著しい被害を受けた場合における免除だけに限っている理由は何ですか。本広域連合でも、減額や徴収猶予の規定も設けるとともに、さまざまな事情で収入が激減した場合も減免の理由とすべきではありませんか。答弁を求めます。

3点目は、愛知県に対する健診事業への財政支援要望についてです。

厚生労働省が今年2月の全国担当課長・事務局長会議で説明した資料によりますと、11都道府県が健診事業に対して補助を実施しています。ところが、愛知県は、先ほどの加藤議員の質問にもありましたが、補助を実施していません。

私は、この問題についても本年2月の第1回定例会で質問し、愛知県に費用負担を要望したのかお尋ねしたところ、連合長は、今後の制度の実施状況を勘案しながら、必要に応じ対応していくと答弁されていました。先ほどの加藤議員の答弁の中で事務局長は、先日7月31日に愛知県知事に対して要望書を提出したということを明らかにされました。や

っと動かされたかという思いであります。来年度は保険料改定の年ですが、健診事業への補助が実施されれば、わずかではあります、保険料を軽減することができます。何としても愛知県には健診への補助を実施してもらいたいと思います。愛知県に対する健診事業への財政支援要望について、連合長はどのようにお考えか答弁を求めます。

4点目は、後期高齢者の代表を含む運営協議会などの組織の設置について、加藤議員の質問と重複するところがありますが、お尋ねをいたします。

各広域連合のホームページで調べたところ、少なくとも20道県で被保険者の代表なども委員となった運営協議会などの組織が設置されています。しかし、本広域連合はこれまで高齢者などの意見を伺うための懇談会を開催するとして、常設の運営協議会の設置に背を向けてきました。それでは、この懇談会の開催状況はどうなっているのか、また、今後の開催予定についてもお尋ねします。

常設の運営協議会が設置されているお隣の三重県では、昨年度は運営協議会が3回開催されていまして、制度開始からの状況などについて協議されています。ホームページには議事録の概要も載っております。後期高齢者などの意見を広域連合の運営に反映させるための努力が行われている訳です。本広域連合でも、その運営に後期高齢者など住民の意見を反映させるために、後期高齢者の代表を含む運営協議会などの組織を設置すべきではありませんか。事務局長に答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 私のほうから、3番目の愛知県に対する健診事業への財政支援要望の件についてお答えをさせていただきます。

健康診査事業に関しまして、県の財政支援についてのお尋ねでございますが、健康診査事業につきましては、その財源を国からの補助金と被保険者からの保険料に求めているというのが現状でございます。そうした中、全国の都道府県におきましては、平成20年度におきまして、11の都道府県で広域連合への財政支援が行われており、また、国におきましても、都道府県に対しまして保険料の負担軽減を図るべく、広域連合の健康診査事業への財政支援を検討するよう要請がされているところであります。

こうした環境下におきまして、私どもといたしましても、県からの健康診査事業に対する財政支援をお願いするため、高齢者の方々の健康保持を推進する健康診査事業に対する公費助成について格別のご配慮を賜りたい旨の要望書を去る7月31日に愛知県知事に対しまして提出をしたところでございます。

以上でございます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

資格証明書、短期保険証の交付に関してのお尋ねでございます。

保険料の1年以上の滞納者でございますけれども、被保険者の方による保険料の支払いが始まりましたのは20年の7月からでございます。21年、今年の3月末現在の状況で一度も保険料をお支払いしていただいていない方、この方は1,210名でございます。

次に、資格証明書、短期保険証を交付した件数でございますけれども、本年7月末時点



でこれらの短期証あるいは資格証明書の交付実績はございません。

続きまして、市区町村から資格証明書交付候補者の通知件数があるのかということでございます。資格証明書交付候補者につきましては、滞納の初期の段階からきめ細やかな収納対策の実施、それから、納付計画の作成や短期保険証の活用等を行った上で要綱の条件に該当する方をリストアップしていただくものでございますけれども、現時点では市区町村からそのような候補者の通知はいただいておりません。

次に、所得の少ない被保険者に対する資格証明書の交付についてということでございます。私どもの要綱第10条における規定を申し上げますと、所得の少ない被保険者への対応といたしまして、資格証明書を交付することにより医療費の全部を一時的に負担することが困難な場合には、病気、負傷、生活状況の急激な変化等の特別の事情の有無の判断を適切に行うとともに、短期保険者証を有効活用し、適切な収納対策を講じることによりまして、資格証明書を交付しないこととしております。こういうことを踏まえまして、ご本人の収入、所得だとか、資産の状況、負担能力を保険料額等に応じて個々に交付の判断をさせていただくこととなるものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、滞納者に対するきめ細やかな納付相談の件でございます。納付相談は、市町村において実施されているところでございます。滞納の初期段階においては、文書のみでなく電話や臨戸訪問、これらによる催告納付相談を行いますとともに、被保険者の収入の状況、生活状況を十分に考慮しながら、保険料の分割納付、減免等の制度の説明などで対応がされているところでございます。また、保険料を直ちに支払うことが困難である方につきましては、被保険者との面談を行う場で納付計画を作成するなど、実情に応じた納付相談、これを行っているところでございます。

続きまして、医療費の一部負担金減免についてのお尋ねでございます。減免規定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第69条におきまして、一部負担金の減額、免除などの措置について、災害その他、厚生労働省で定める特別な事情がある場合にとることができるという規定がされております。また、厚生労働省令及びその通知におきましては、議員ご指摘のとおり、災害や不作、失業あるいは長期入院などの4項目の特別な事情を定めているところでございます。

一方、私ども当広域連合の後期高齢者医療に関する規則第25条では、一部負担金の支払いを免除する特別の理由として、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現に居住する住宅に重大な損害を受けたことにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合という規定でございます。これは、平成20年4月の制度発足に先立ちまして、県内の市町村からの意見及び老人保健法に基づく一部負担金の減免に関する調査を行ったところ、一部負担金の減免の規定が設けられている市町村におきましては、災害による場合の免除規定が主だったものでございましたことから、制度の発足に当たりましては災害の規定を設けたものでございます。

しかしながら、全国の広域連合の対応を調査いたしますと、36の広域連合におきまして、国の通知にあります4項目の適用を行っている状況でございます。こうしたことから、広域連合におきましても、諸々の事情による収入激減者に対しましても、一部負担金の減免、免除、徴収猶予等の措置について、市町村との協議も踏まえまして、今後検討を進めて参りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、最後に、運営協議会の設置についてのご質問でございます。本広域連合におきましては、後期高齢者の代表の方たちのご意見等を直接伺う場として、19年に愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会、これを設けたところでございます。今後も、この会をさまざまな意見を伺う場として活用して参りたいと思います。先ほどの加藤議員のところでも、予算措置も含めて対応していこうということでお答えさせていただきましたけれども、こんなことで活用して参りたいと考えております。

これまでの開催実績につきましては、19年10月の懇談会では、高齢者の方10名、それから医療関係者、保険団体、学識経験者等で7名、17名の方にご参加をいただき開催したところでございます。なお、本年度は、本年9月ごろに懇談会を開催したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 要望と再質問をさせていただきます。

まず、一部負担金の減免についてですけれども、諸々の事情による収入激減者に対しても、一部負担金の減額、免除、徴収猶予の措置について検討していくとの答弁でした。速やかに検討していただいて、少なくとも法律に基づいて国が通知で示している減免規定については全面的に採用するようにしていただきたい、このように改めていただきたいということを要望しておきます。

なお、この一部負担金の減免制度といいますのは、特別な事情があつて医療費の支払いが困難になった場合に限られていまして、国民健康保険でも適用件数は大変少ない。名古屋市でも昨年度は19件だったと聞いています。私は、後期高齢者、すなわち75歳以上の高齢者については一部負担金それ自体をなくす。つまり、医療費の窓口負担を無料にすることを国の制度としてやるべきだと思います。

次に、愛知県に対する健診事業への財政支援要望についてですが、来年度の予算では、愛知県からの補助が受けられるよう、引き続き県に対して強く要望していただきたいと思ひます。

次に、運営協議会の設置についてですが、懇談会を開催されたのは19年度に1度きりと、これは私は理解できないんです。昨年度20年度は、制度が始まった初年度の年です。さまざまな混乱が生まれました。当然、後期高齢者の方始め住民の方の意見を聞くべきだったと思うんですね。今後は予算をつけてやっていくということですが、20年度は、この懇談会の予算をそもそもつけていなかったのかどうか。これは今、私、分かりづらいところでもありますけれども、予算をつけるだけでよしとするんじゃなくて、名称は懇談会でもいいです、きちんと条例とか規則で常設の組織として設置すべきだと思うんです。そうしないと、結局開いても開かなくても、予算をつけても、それが執行されなくても済んでいくと、これでは非常にまずいと思うんですね。ですから、やはり運営協議会など常設の組織を設置する必要があるということをお願いしておきます。

次に、保険料滞納者への資格証明書の交付について再質問させていただきます。資格証明書の交付実績は、現在のところまで1件もないとのことでした。私は、今後も交付実績がゼロという状況が続くことを望むものです。高齢者からの保険証の取り上げは、命の危機に直結する問題であり、やるべきではないからです。厚生労働省も、この問題では慎重

な姿勢を示してしまして、今年1月の事務連絡の中で、広域連合などに対して、資格証明書の交付を検討する事案が発生した場合は、あらかじめその事案の状況を国に報告することを広域連合に求めています。我が党の小池晃参議院議員が参議院の厚生労働委員会でこのことを取り上げまして、この通知ですね、これは、後期高齢者に対しては保険証の取り上げをやらないようにしてくれとの地方自治体へのメッセージと受け取ってよいかと糾したところ、厚生労働大臣は、そういうふうを受け取っていただくと大変ありがたいと。要するに、杓子定規に、もう時間が来たから資格証明書を出してこれで終わりと、そういう冷たい扱いをしてはいけないと答弁をされています。

それでは、連合長にお尋ねをしますが、連合長は、資格証明書の交付を検討する事案が発生した場合に、あらかじめその事案の状況を国に報告してほしいという厚生労働省の通知をどのように受けとめられていますか。資格証明書の交付はやらないようにしてくれとのメッセージだと受けとめていますか、お答えください。

○広域連合長（佐原光一） 議長、連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 厚労省からの通知をどのように受けとめておられるかということのお尋ねだということでございます。

国への報告につきましては、資格証明書の交付予定の月のその前月に行うものとなっております。国として資格証明書の交付自体に問題はないかということの確認や、交付予定状況の把握のために求めているのではないかと思います。

資格証明書につきましては、保険料の支払いができるにも関わらず特段の理由もなく事由もなく納付しない、真に悪質な被保険者に対して交付するものでありますので、本広域連合におきましては、保険料の徴収を担当する市町村と連携を密にいたしまして、きめ細かな納付相談をいただく中で、高齢者の医療の機会が損なわれることのないように、対象世帯の生活状況や相談経過等を正確に把握しながら、適切な適用をして運用をして参りたいと、そのように存じております。

以上でございます。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 連合長は、資格証明書の交付はしないと明言はされませんが、高齢者の医療の機会を損なわれることのないようにするとおっしゃいましたので、それならば資格証明書の交付は避けるべきであります。

最後に一言申し上げたいと思います。

今回の一般質問では、後期高齢者医療制度が存続しているもので、その運用を少しでも改善するために幾つかの点についてただして参りましたが、私は、そもそもこの制度は廃止すべきであると考えています。この立場から、先ほどの特別会計決算の認定も反対させていただきました。

まもなく総選挙が行われます。総選挙の後もこの制度が存続し続ける保証は少なくなっていると思うのです。私は日本共産党に所属をしていますが、我が党は、総選挙で民主党中心の政権が成立した場合には、後期高齢者医療制度の廃止では大いに協力をしていく立場を表明しています。75歳以上を後期高齢者と呼び、別枠の医療保険制度に囲い込

むという世界にも例がない差別医療制度は廃止するしかない、このことを申し上げて質問を終わります。

○議長（諸隈修身）　これで一般質問を終わります。

日程第11、請願第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（加藤日出次）　日程第11、請願第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、受理は平成21年7月30日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長、徳田秋さんで、紹介議員は田口一登議員でございます。

請願の内容でございますが、1、低所得者に対し、愛知県独自の保険料軽減制度を設けてください。2、高齢者医療確保法第69条の一部負担金減免について、県内の国民健康保険で多くの市町村が実施している低所得者向けの減免規定を愛知県独自に設けてください。3、保険証の取り上げは、高齢者の命に関わる問題であり、保険料未納者への資格書の発行は行わないでくださいというものであります。

以上でございます。

○議長（諸隈修身）　本件請願については、当局見解について説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤）　議長、事務局長。

○議長（諸隈修身）　羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤）　請願第2号につきまして、当局の見解を申し上げます。

請願第2号の1項目め、低所得者に対する独自の保険料軽減制度についてでございます。これにつきましては、後期高齢者医療の保険料につきましては、低所得者に対する均等割額の9割、7割、5割、2割、現在は8.5割でございますが、こういう法定軽減が適用されてございます。平成20年度において、政府・与党による制度の見直しがございます、平成21年度以降の恒久的な措置として、均等割額の9割軽減と所得割額の5割軽減も実施されているところでございます。

そのほかに、21年度におきましては、昨年度に引き続き7割軽減を8割5分軽減に継続すると、こういった保険料の軽減は図られてきているものと考えております。低所得者減免など多数の方が該当する軽減を行うのでありますならば、独自の減免制度ではなく全国的に行うべきであり、国の軽減対策の制度の中で行うべきものではないかと考えております。

次に、2項目めの一部負担金軽減に係る愛知県独自の減免規定を設けてくださいにつきましては、国の一部負担金の減額、免除または徴収猶予の取り扱いにおきまして、災害、それから農作物の不作、失業などによる収入減、長期入院したことなど4つの事態に限定して一部負担金の減免の制度をとることができるかとされておりますので、本広域連合としては、低所得者向けの減免措置につきましては考えていない状況でございます。

3項目めの資格証明書の発行を行わないでくださいということについてでございます。資格証明書の対象となる方は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特別の事情もなく保険料を1年以上滞納している方であり、被保険者間の負担の公平の原則からやむを得ず行う措置であると考えております。

・なお、資格証明書については、一律に機械的な交付をすることではなくて、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で特別な事情の把握に努め、それでもなお特別の事情

もなく保険料を滞納している方に対してやむを得ず交付するものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第54条に基づき定められている制度でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 請願第2号について質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

○33番議員（田口一登） 議長、33番。

○議長（諸隈修身） 33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 「後期高齢者医療制度の改善を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

まず、第1項の愛知県独自の保険料軽減制度の創設についてですが、全国の広域連合の中には独自の保険料軽減制度を設けているところがあります。例えば東京都広域連合では、葬祭事業、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、収納率による保険料上乘せ分の4つの事業について、保険料算定から外して区市町村負担とすることによって保険料を軽減しています。来年度は保険料改定の年であり、保険料の値上げを抑えるためには広域連合独自の保険料軽減制度の創設が求められています。

次に、第2項の一部負担金減免制度における低所得者向けの減免規定の創設についてです。国民健康保険では、低所得を減免の理由として認めている自治体が少なくありません。例えば名古屋市や春日井市などでは、減免対象となる特別な事情として、災害による場合、事業業務の休廃止や失業等による収入激減の場合のほか、これらに類する事由として、世帯員の傷病等による収入減少などの場合も認めています。後期高齢者医療制度においても、やむを得ない事情で収入が減少し、低所得世帯となった場合にも一部負担金の減免を適用すべきであります。

次に、第3項の資格証明書の発行についてですが、医療なしでは生きていけない高齢者から保険証を取り上げることは、行政が命綱を断ち切り、社会的弱者を見捨てることとなります。もともと後期高齢者医療制度の導入までは、高齢者の場合は資格証明書の発行の対象となっていなかったのですから、資格証明書の発行は行うべきではありません。

以上の理由から本請願の採択を求めて、賛成討論を終わります。

○議長（諸隈修身） 討論を終わり、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

日程第12、請願第3号「愛知県に健康診査事業への補助を要請することを求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（加藤日出次） 日程第12、請願第3号「愛知県に健康診査事業への補助を要請することを求める請願書」について、受理は平成21年7月30日、請願者は

愛知県社会保障推進協議会議長、徳田秋さんで、紹介議員は田口一登議員でございます。

請願の内容ですが、1、愛知県に対し、健康診査事業への補助を行うように要請してください。2、愛知県知事あてに、健康診査事業への財政支援を求める意見書を提出してくださいというものであります。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 請願第3号について見解を申し上げます。

まず、第1項目めの健康診査事業に対する県への補助金要望でございます。これにつきましては、去る7月31日に愛知県知事に対しまして、広域連合長名におきまして、健康診査事業の財政支援をお願いする要望書を提出したところでございます。

次に、2項目の意見書の提出についてでございます。ただいま申し上げましたように、去る7月31日に連合長名にて愛知県知事に要望書を提出したところでございますので、愛知県当局におきましては、既に広域連合の要望を十分に承知しているものではないかと存じております。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 請願第3号について質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

○33番議員（田口一登） 議長、33番。

○議長（諸隈修身） 33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 「愛知県に健康診査事業への補助を要請することを求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

先ほどの一般質問の答弁、また、今の説明にありましたように、健診事業に対する公費助成について、愛知県知事に要望書を提出されたとのことですので、従って、請願の第1項目については既に実施されたことになると思います。が、保険料負担を少しでも軽減するために、健診事業に対する財政支援は愛知県にどうしてもこれはやらしてもらわなければなりません。そのために、本議会としても、健診事業への財政支援を求める意見書を愛知県に提出すべきだというふうに考えます。

以上の理由から本請願の採択を求めて、討論を終わります。

○議長（諸隈修身） これにて討論を終わります。

続いて採決に移りますが、請願のうち、愛知県に対し、健康診査事業への補助を行うように要請していただきたいの部分につきましては、既に請願の趣旨が実現されておりますので、この部分については議決不要とし、これを除く部分について採決することとしたいと考えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（諸隈修身） それでは、採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第3号のうち議決不要とした部分以外の部分の採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（諸隈修身） 起立少数です。よって、請願第3号のうち議決不要とした部分以外の部分は不採択とすることに決定しました。

日程第13、請願第4号「後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）の設置を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（加藤日出次） 日程第13、請願第4号「後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）の設置を求める請願書」について、受理は平成21年7月30日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長、徳田秋さんで、紹介議員は田口一登議員でございます。

請願の内容ですが、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 請願第4号についてでございます。

これは、先ほど来お答えさせていただいておりますように、平成19年10月に高齢者10名を含む合計17名にご参加をいただきまして、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会を開催させていただきました。20年度は開催しておりませんが、被保険者である高齢者や保険関係団体の代表者の方々に構成する懇談会を本年度は9月に開催を予定させていただいております。

こういった場合は、高齢者の方を始め関係者のご意見を直接伺うことができる貴重な場と考えておりまして、本年度あるいは来年度以降も開催することを予定しておりますので、運営協議会の設置は現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 請願第4号について質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

○33番議員（田口一登） 議長、33番。

○議長（諸隈修身） 33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 「後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）の設置を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

被保険者の代表を含む運営協議会は、国民健康保険制度では必ず設置されており、後期高齢者医療制度でも少なくとも20道県の広域連合において、後期高齢者や診療担当者の代表が委員となった組織が設置されています。本広域連合では懇談会を開くことでよとしていますが、この懇談会は常設の組織ではないため、制度発足後は一度も開催されていないなど、住民や高齢者の意見を制度運営に反映させる制度的な補償が担保されていません。そこをきちんと担保するために運営協議会ということできちんと設置すべきです。懇談会で意見を聞いてやると、予算もつけるというふうにおっしゃるんだったら、そういう制度的な保障をきちんとすべきであります。

以上の理由から本請願の採択を求めて、討論を終わります。

○議長（諸隈修身） 討論を終わり、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

（「反対討論なかったぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（諸隈修身） 起立少数です。よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の案件の審議はすべて終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の定例会におきましては、提出をいたしました案件につきまして、ご審議の上議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私ども広域連合におきましては、ご承認をいただきました補正予算等に基づきまして、的確、着実に後期高齢者医療の事務を進めて参る所存でございます。

今後も、後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様方からいただくご意見に十分耳を傾けながら、さらには、市町村を始め関係機関ともしっかりと連携を図りながら、制度の運営に精励して参りたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、引き続き格段のご指導、ご協力をお願いする次第であります。本日はどうもありがとうございました。

○議長（諸隈修身） これをもちまして、平成21年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時8分 閉会

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 諸隈修身

署名議員 鈴木三津男

署名議員 山田慶勝